

第80回 定時株主総会 招集ご通知

目 次

ごあいさつ	1
第80回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
(添付書類)	
事業報告	8
連結計算書類	19
計算書類	21
監査報告書	23

開催日時

2021年6月26日（土曜日）午前11時
受付開始：午前10時15分

開催場所

千葉県船橋市本町2-9-3
セミナーハウス
クロス・ウェーブ船橋1階 講堂

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件

議決権行使について

書面（郵送）またはインターネットにより議決権
を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使期限
2021年6月25日（金曜日）午後5時30分まで

株主の皆様へ



代表取締役社長 石井 智康

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。ここに第80回の株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社としては、お客様、お取引先様、グループ従業員とその家族、地域社会を含む人命の尊重及び安全を最優先し、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組むとともに、食品メーカーとして社会を支えるため、安定的な食の供給維持・継続に最大限努めております。

このような状況下から、前総会に引き続き、株主様の健康のためにも事前の書面（郵送）またはインターネット上での議決権行使をご利用いただき、ご出席は可能な限りお控えくださるようお願い申し上げます。本来ならば総会は貴重な株主様との対話の機会でもあるところ、大変心苦しいお願いでございます。

第80期における取り組みにつきましては、本招集ご通知及び30頁の「第80期 TOPICS」をご高覧ください。また、当日会場にご来場されない株主様も、株主総会の様子をご覧いただけるよう、本株主総会の模様はライブ配信をいたしますので、ぜひご活用ください。

当社は社会の変化に伴い、新しい企業理念を掲げました。常に株主様をはじめとするステークホルダーの視点から企業活動を判断、行動することでお客様満足を実現させ、持続的な成長及び長期的な企業価値を向上に努めております。本年も当社の考えに賛同してくださる方々と協働し、生産者と消費者をつなぐ懸け橋として、全社一丸となって取り組んでいく所存でございます。

これからも多くの皆様に愛していただける唯一無二の企業になっていけるよう努力してまいります。株主の皆様には、引き続き、厚いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ご来場自粛のお願い

株主様との対話の機会として株主総会にご出席していただけるよう調整してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討くださいますようお願いいたします。

特に、以下症状の方は、株主総会へのご来場について、慎重なご判断をお願いいたします。

- ・ご高齢の方や基礎疾患のある方
- ・妊娠されている方
- ・体調のすぐれない方

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利となります。書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使もできますので、強くご推奨申し上げます。

また本定時株主総会に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

以上、ご理解・ご協力のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

証券コード2894
2021年6月10日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主の皆様へ

千葉県船橋市本町二丁目7番17号
石井食品株式会社
代表取締役社長 石井 智康

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月25日（金曜日）午後5時30分までに、次頁のご案内にしたがって議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

株主総会の様子をご覧いただけるよう、本株主総会の模様をライブ配信いたします。詳しくは本招集ご通知の5頁をご覧くださいませようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2021年6月26日（土曜日）午前11時（受付開始：午前10時15分）
（受付開始時刻が前回と異なりますので、お間違えないようご注意ください。）
2. 場 所 千葉県船橋市本町2-9-3
セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋1階 講堂
（末尾記載の「第80回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第80期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

◎新型コロナウイルス感染症対策として混雑緩和のため、第2・第3会場等をご案内させていただく場合がございますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

◎株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない可能性があり、ご入場を制限させていただく場合がございます。

◎議決権を行使することができる株主様以外の方は株主総会会場にご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月26日(土曜日)
午前11時(受付開始:午前10時15分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月25日(金曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月25日(金曜日)
午後5時30分入力完了分まで

書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

なお、当日ご出席の場合は、書面(郵送)またはインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

◎本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」及び「連結株主資本等変動計算書」並びに「連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

したがって、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

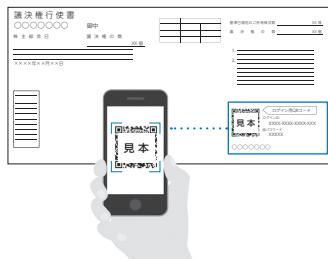
当社ウェブサイト
<https://www.ishiifood.co.jp>

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

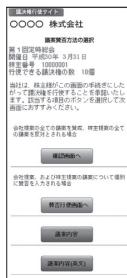
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

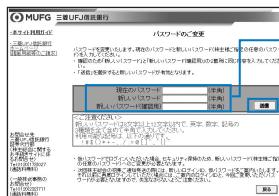
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会ライブ配信のご案内

新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いております。株主の皆様の安全確保と感染拡大防止のため以下のとおりライブ配信を行います。できるだけ会場へのご来場をお控えいただき、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使のご協力をお願い申し上げます。

1. 配信日時 2021年6月26日（土）午前11時～株主総会終了時刻まで

※配信ページは午前11時の開設予定です。

2. 当日の視聴方法

以下URLよりアクセスをお願いいたします。

URL : https://www.bridge-salon.jp/streaming/movie/2894_20210626.html

<ライブ配信ご視聴にあたっての注意事項>

- ・株主総会当日の決議にご参加いただくことはできません。議決権行使は、書面（郵送）またはインターネットにてお願いいたします。
- ・ご質問をお受けすることはできません。
- ・ご使用の機器及びインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- ・撮影、録画、録音はご遠慮ください。
- ・ご出席株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映りこんでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、個人のご負担となります。

<同時中継終了後の視聴について>

株主総会終了後1週間後を目途に、当社ウェブサイト株主情報ページ

「<https://www.ishiifood.co.jp/ir-shareholder.php>」にて株主総会での事業報告等の模様を配信いたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

第80期は誠に遺憾ながら、当期純損失を計上することになり、繰越利益剰余金がマイナスとなりましたので、その欠損填補及び株主の皆様への配当を実施するため別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

- ① 減少する剰余金の項目とその額
別途積立金 850,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 850,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当期の配当につきましては、株主の皆様のご支援に報いるため、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円00銭といたします。
なお、この場合の配当総額は50,631,012円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日といたします。

第2号議案 取締役4名選任の件

現在の取締役6名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において迅速かつ機動的な意思決定が行えるよう2名減員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	石井 智康 (1981年6月20日)	2006年 6月 アクセンチュア・テクノロジー・ソリューションズ(株) (現アクセンチュア(株)) 入社 2009年 12月 (株)セレット入社 2011年 4月 アンダーワークス(株)入社 2017年 4月 当社入社 2017年 4月 同執行役員マーケティングビジネスサポート部 2017年 6月 (株)ダイレクトイシイ代表取締役社長執行役員(現職) 2017年 6月 当社取締役 2018年 4月 同取締役業務統括部兼マーケティング部担当 2018年 6月 同代表取締役社長執行役員(現職)	114,895株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
2	久保啓介 (1961年8月19日)	1980年 4月	(株)イシイフード(現石井食品(株)唐津工場)入社	8,000株
		1997年 2月	当社営業部販売第一部東京西営業所所長	
		2003年 3月	同執行役員営業部販売5部総括兼営業部販売5部大阪営業所所長	
		2011年 6月	同執行役員顧客サービス部統括管理責任者	
		2016年 8月	同執行役員八千代工場チルド工場長	
		2017年 6月	同取締役	
		2018年 4月	同取締役執行役員八千代工場長(現職)	
3	石井和男 (1948年1月28日)	1988年 4月	弁護士登録	0株
		1988年 4月	草鹿・富澤法律事務所弁護士	
		1997年 4月	石井和男法律事務所設立(現石井・岡村法律事務所)(現職)	
		2015年 6月	当社社外監査役	
		2016年 6月	同社社外取締役(現職)	
4	知識賢治 (1963年1月27日)	1985年 4月	鐘紡(株)入社	0株
		1998年 4月	(株)リサーチ代表取締役	
		2004年 5月	(株)カネボウ化粧品取締役兼代表執行役社長・最高執行責任者(COO)	
		2006年 1月	同社代表取締役社長執行役員	
		2010年 6月	(株)テイクアンドギヴ・ニーズ代表取締役社長	
		2015年 10月	日本交通(株)代表取締役社長	
		2018年 11月	(株)SHIFT社外取締役(監査等委員)(現職)	
		2020年 6月	当社社外取締役(現職)	

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 石井和男氏及び知識賢治氏は、社外取締役候補者であります。なお、石井和男氏及び知識賢治氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
石井和男氏は、弁護士として金融機関、不動産業、物販業及び行政省庁等の顧問をされており、そこでの幅広い経験や専門知識を当社の経営の強化に生かしていただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- 知識賢治氏は、化学、サービス業、陸運業及び情報・通信業にわたる企業経営全般に対する経営者としての豊富なビジネス経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般を監督およびチェック機能を発揮していただくことで、経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任するものであります。
4. 石井和男氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって、5年となります。知識賢治氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって、1年となります。
5. 当社は、石井和男氏及び知識賢治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。石井和男氏及び知識賢治氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の株主や第三者等からの損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が取締役に選任されれば就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1 当連結会計年度の事業の状況

1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における食品業界を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大が社会情勢に大きく影響を与え、食に関するライフスタイルの変容及び消費行動の変化が生じており、これらへの対応が求められる厳しい経営環境となりました。

当社におきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う一斉休校や、学校行事の中止・短縮・縮小等の措置により上半期のお弁当商材の需要が減退したことを受け、主力商品のミートボール群の売上が減少いたしました。正月料理につきましても、お客様及び従業員の健康や安全面を第一に考え、製造現場における3密状況を回避するべくお重おせちの減産と仕様変更を行った結果、売上高減少となりました。

一方、栗ご飯等の地域商品につきましては、コロナ禍で試食販売が行えない中、既存の流通に頼るのではなく地域に合わせた広告宣伝を積極的に行うなどECサイト等の通販や生協チャンネルでの販売を強化したことにより、売上高が増加しました。また、地域のハンバーグシリーズにつきましては、新発売の「神奈川三浦のキャベツを使ったトマトソースハンバーグ」がお客様のご好評を頂き、これにより年間を通して各地域の旬の食材を生かした商品を販売できる体制を確立することができました。

さらに、全社的なコスト削減活動や生産性の改善を進めてきたことにより水道光熱費及び燃料費等が減少し、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための販売活動制限により試食販売費用や旅費交通費が減少いたしました。

このような活動を行ってまいりましたが、当連結会計年度における売上高は前期比3億63百万円減の91億92百万円となり、売上総利益は前期比99百万円減の34億49百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、前期比42百万円減の36億32百万円となり、1億82百万円の営業損失（前期は1億26百万円の損失）となりました。

これに営業外収益50百万円、営業外費用30百万円を加減した結果、1億63百万円の経常損失（前期は1億17百万円の損失）となり、特別利益に固定資産売却益22百万円、特別損失に固定資産処分損4百万円、減損損失6億50百万円を計上した結果、税金等調整前当期純損失は7億95百万円（前期は1億24百万円の損失）となりました。

また、今後の業績動向を勘案し、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、回収可能性のある部分について繰延税金資産を計上することとし、法人税等合計2百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は7億98百万円（前期は1億62百万円の損失）となりました。

製品別及びチャネル別業績の概況は、次のとおりであります。

(単位：千円)

製 品 別 売 上 高	前連結会計年度 (2019.4.1~2020.3.31)		当連結会計年度 (2020.4.1~2021.3.31)		比較増減 (△印は減)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	前期比(%)
食肉加工品 (ハンバーグ・ミートボール他)	8,119,880	85.0	7,910,632	86.1	△209,247	97.4
惣 菜	589,352	6.2	619,894	6.7	30,542	105.2
正 月 料 理	452,403	4.7	238,335	2.6	△214,068	52.7
地 域 商 品	135,006	1.4	182,876	2.0	47,870	135.5
非 常 食	154,082	1.6	146,670	1.6	△7,412	95.2
配慮食 (食物アレルギー・減塩他)	47,311	0.5	41,005	0.4	△6,305	86.7
そ の 他	58,086	0.6	52,932	0.6	△5,154	91.1
合 計	9,556,122	100.0	9,192,347	100.0	△363,775	96.2

(単位：千円)

チャネル別売上高	前連結会計年度 (2019.4.1~2020.3.31)		当連結会計年度 (2020.4.1~2021.3.31)		比較増減 (△印は減)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	前期比(%)
量販店 (スーパーマーケット他)	8,207,063	85.9	7,940,324	86.4	△266,739	96.7
質販店 (百貨店他) ・生協	1,003,151	10.5	891,496	9.7	△111,655	88.9
飲食店 ・ 宅配 ・ 官公庁	214,363	2.2	208,403	2.3	△5,960	97.2
直 販	131,544	1.4	152,123	1.6	20,579	115.6
合 計	9,556,122	100.0	9,192,347	100.0	△363,775	96.2

食肉加工品において、ミートボール群は、4月、5月の緊急事態宣言に伴う一斉休校や学校行事の中止・短縮・縮小等の措置によりお弁当商材の需要が大きく減退いたしました。また、感染症予防対策により、試食等の販売活動が大きく制限されました。「朝ミートボール」の発売などミートボール群の朝食利用提案に注力し、下期にはお弁当商材の需要は回復基調にあったものの、売上高が減少いたしました。この結果、食肉加工品（ハンバーグ・ミートボール他）の売上高は前期比97.4%となりました。

惣菜において、新型コロナウイルス感染症拡大における生協利用の増加に伴い、生協チャンネルでの販売商品の売上高が増加いたしました。また、栗ご飯においては、前述の生協チャンネルに加え、地域に合わせた広告宣伝を行いECサイト等での販売を強化したことにより売上高が増加いたしました。他にも、スーパーマーケットと共同開発した地域の魚介類を楽しむための「ブイヤベース用スープ」がテレビ番組で取り上げられました。この結果、惣菜の売上高は前期比105.2%となりました。

正月料理は、製造現場における3密状況回避の対策として、お重おせちの減産と、冷蔵おせちの個包装・冷凍への仕様変更を行った結果、売上高は減少いたしました。一方、年末年始の国内移動や帰省の制限下における新しいおせちの提案として株式会社スフィダンのフォトギフトアプリサービス「OKURU」とコラボレーションしたおせちを発売いたしました。この結果、正月料理の売上高は前期比52.7%となりました。

地域商品は、日本の各地域の生産者や行政と連携し、食材と季節商品の強化に取り組み、多数の地域食材商品を発売いたしました。中でも1年かけてJA三浦市、神奈川県三浦市と共同開発した「神奈川三浦のキャベツを使ったトマトソースハンバーグ」の販売が好調に推移いたしました。この結果、地域商品の売上高は前期比135.5%となりました。

2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は98百万円であります。その主なものは基幹システムの入替及びECサイトの構築に伴う支出であります。

3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの運転資金として、金融機関より短期借入金として12億円の調達を行いました。

4) 事業の譲渡、その他の状況

該当事項はありません。

5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

2 財産及び損益の状況

区 分	第77期 (2018年) (3月期)	第78期 (2019年) (3月期)	第79期 (2020年) (3月期)	第80期 (当連結会計年度) (2021年) (3月期)
売上高 (百万円)	10,387	9,694	9,556	9,192
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	170	3	△117	△163
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	194	9	△162	△798
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	11.09	0.55	△9.62	△47.29
総 資 産 (百万円)	9,085	8,364	7,175	6,454
純 資 産 (百万円)	3,932	3,755	3,461	2,643

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第78期連結会計年度の期首から適用しており、第77期連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

3 重要な子会社の状況

会 社 名	本 社 所 在 地	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ダイレクトイシイ	千葉県船橋市	千円 30,000	% 100	当社製品等の通信販売

4 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は次のとおりであります。

1) 地域活性を軸とした持続可能なビジネスモデルへの転換

地域食材と旬の食材を最大限活用するために、持続可能な調達・製造・販売の在り方の検証及び構築を行います。また新規事業開発を推進できる人材育成を強化いたします。

2) 利益構造の転換

利益率の低い取引を見直し、流通・メーカー・生産者が3方得の関係性を構築できるチャンネルとの取引強化及び新規チャンネル開拓を行います。

3) オンラインマーケティングへの対応

無添加調理の価値、地域食材の魅力、アレルギー問題等、弊社が持つ情報をより多くの方に届け、かつ双方向のコミュニケーションを構築する必要があります。そのためマーケティング体制の強化を実施し、中でもオンラインの販売チャンネル強化をいたします。

4) 技術継承、設備老朽化への対応

各工場ともに長期にわたる運用により、働き手の高齢化及び設備の老朽化が進んでおります。人と設備への投資を進め、若手の育成及び技術継承、定年後の継続雇用のサポート、次世代技術への設備投資を行ってまいります。

5) 社会課題への取り組み

当社グループは、社会課題への取り組みを経営における重要課題と捉えております。気候変動や生物多様性の減少など、これらの社会課題の中、認証取得しておりますISO14001の運用等、環境保全への取り組みを進めてまいりました。今後は自然エネルギーへの切り替えや設備投資、製造工程の抜本的改革により省エネルギー化、新素材を利用した脱プラスチックへの取り組みを積極的に進めてまいります。

6) 働き方改革の推進

新型コロナウイルス感染症収束後を見据え、効率性、創造性を重視した働き方改革を推進いたします。当社グループは各職場において、働き方を多様化、柔軟化することで人材の確保、雇用の継続だけでなく、社員が働き甲斐を感じる改革を推し進めてまいります。

以上のことを実施していくことにより、社会からより信頼される企業を目指して、経営体質改善の実現を継続的に図る所存であります。

株主の皆様におかれましても、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

事業区分	事業内容
石井食品株式会社	畜産物（鶏肉、豚肉）及び農産物（玉ねぎ、ごぼう、人参、筍、栗、米等）を原料とした調理済食品の製造販売とこれに付帯する一切の業務を行っております。
株式会社ダイレクトイシイ	当社製品等の通信販売を行っております。

6 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

本社	千葉県船橋市本町二丁目7番17号
営業所	東日本（営）、名古屋（営）、大阪（営）、九州・中四国（営）
工場	八千代工場（千葉県）、京丹波工場（京都府）、唐津工場（佐賀県）

7 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
358名	6名増	42.3歳	15.0年

（注）臨時従業員の期中平均雇用人数は219名であり、上記には含まれておりません。

8 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社千葉銀行	1,560,000千円
株式会社三井住友銀行	200,000千円

9 その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

II. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- | | | | |
|---|------------|-------------|---------------------|
| 1 | 発行可能株式総数 | 65,000,000株 | |
| 2 | 発行済株式の総数 | 18,392,000株 | （自己株式1,514,996株を含む） |
| 3 | 単元株式数 | 100株 | |
| 4 | 当期末株主数 | 7,746名 | |
| 5 | 大株主（上位11名） | | |

株主名	持株数	持株比率
石井健太郎	1,115	6.6
(有) ケイアンドアイ	873	5.2
(株) 千葉銀行	842	5.0
石井達雄	658	3.9
(株) 榎本武平商店	653	3.9
荒木照子	422	2.5
(株) 十文字チキンカンパニー	412	2.4
(株) オイシィー	400	2.4
損害保険ジャパン(株)	350	2.1
川幡美年子	331	2.0
中村文子	331	2.0

(注) 当社は、自己株式1,514,996株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率については自己株式を除いて算出しております。

III. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 執行役員	石 井 智 康	(株)ダイレクトイシイ代表取締役社長執行役員
取締役 執行役員	久 保 啓 介	八千代工場長
取締役 執行役員	伊 藤 幸 一 郎	顧客サービス部総括
取締役 執行役員	吉 野 和 男	顧客サービス部
取 締 役	石 井 和 男	石井・岡村法律事務所
取 締 役	知 識 賢 治	(株)SHIFT社外取締役 (監査等委員)
常 勤 監 査 役	脇 田 行 雄	(株)ダイレクトイシイ監査役
監 査 役	まつ 松 山 元	松山公認会計士事務所、MAO合同会社代表社員、 (株)タンガロイ社外監査役、(株)エヌアイデイ社外監査役
監 査 役	むろ 室 井 恵 子	税理士法人Bricks&UK東京事務所代表社員
監 査 役	いけ 池 崎 一 清	一般社団法人持続可能なサプライチェーン研究所理事、 合同会社TORIDORI代表、一般社団法人KYOTOGRAFIE (京都国際写真祭) ジェネラルマネージャー

- (注) 1. 取締役のうち石井和男氏及び知識賢治氏は、社外取締役であります。なお、石井和男氏及び知識賢治氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち松山元氏、室井恵子氏及び池崎一清氏は社外監査役であります。なお、松山元氏、室井恵子氏及び池崎一清氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役松山元氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役室井恵子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役室井恵子氏の戸籍上の氏名は、保坂恵子であります。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額としております。

3 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭等	
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	72,124千円 (13,716千円)	— (—)	— (—)	72,124千円
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	23,085千円 (12,177千円)	— (—)	— (—)	23,085千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第65回定時株主総会において年額1億3,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該決議に係る取締役の員数は6名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年6月22日開催の第66回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。当該決議に係る監査役の員数は5名であります。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 会社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
- 1) 会社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法
当社の会社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、2021年2月26日開催の取締役会において決議されました。
 - 2) 決定方針の内容の概要
 - ① 基本方針
当社の会社役員の報酬等は、金銭による固定報酬としての基本報酬のみとし、担当領域及び責任範囲に応じた適正水準とすることを方針といたします。
 - ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
取締役の個人別の報酬等については、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、役位、職責、在任年数等に応じて、当社の業績も踏まえた原案を代表取締役が作成し、指名・人事・報酬委員会の諮問・答申を経て、取締役会決議により決定いたします。
監査役の個人別の報酬等については、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、常勤、非常勤の別、業務の分担等を勘案して監査役会の協議により決定いたします。
 - ③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
当社の会社役員の報酬等は、固定報酬としての基本報酬のみで構成されているため、該当事項はございません。

- ④ 基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
 当社の会社役員報酬等は、固定報酬としての基本報酬のみで構成されているため、該当事項はございません。
- 3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・人事・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその原案を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

4 社外役員に関する事項

1) 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	石井和男	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて、当社の経営上の有用な指摘、意見を述べております。また、適切なリスク管理において法的知識と優れた見識を活かし、コーポレートガバナンスの強化はもとより、経営の方針及び改善並びに企業価値の向上に貢献しており、取締役会の重要な意思決定を通じた活動から、経営監督として期待される重要な役割を果たしております。
取 締 役	知識賢治	当事業年度に開催された取締役会には13回中（就任後10回中）10回出席し、企業経営全般に対する経営者としての豊富な経験・見地から、必要に応じて、当社の経営上の有用な指摘、意見を述べております。また、複数の企業における企業経営経験からの幅広い知識と優れた見識を活かし、コーポレートガバナンスの強化はもとより、経営の方針及び改善並びに企業価値の向上に貢献しており、取締役会の重要な意思決定を通じた活動から、経営監督として期待される重要な役割を果たしております。
監 査 役	松山 元	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、また、監査役会には12回中12回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監 査 役	室井恵子	当事業年度に開催された取締役会には13回中12回、また、監査役会には12回中11回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監 査 役	池崎一清	当事業年度に開催された取締役会には13回中（就任後10回中）10回、また、監査役会には12回中（就任後10回中）10回出席し、主に企業でのM&A・経営コンサルティング業務で培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

V. 会計監査人に関する事項

1 名称 千葉第一監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	17,800千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績との比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえ、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人千葉第一監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額としております。

4 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
	千円		千円
流 動 資 産	4,066,814	流 動 負 債	3,227,833
現金及び預金	2,579,907	買掛金	277,636
売掛金	1,210,872	短期借入金	1,760,000
商品及び製品	68,310	1年内償還予定の社債	300,000
仕掛品	20,493	リース債務	22,910
原材料及び貯蔵品	123,324	未払費用	531,084
その他	63,905	未払法人税等	25,470
		未払消費税等	16,522
固 定 資 産	2,387,841	賞与引当金	84,197
有 形 固 定 資 産	1,803,682	その他	210,010
建物及び構築物	556,982	固 定 負 債	583,514
機械装置及び運搬具	366,970	リース債務	37,263
工具器具及び備品	24,785	退職給付に係る負債	523,309
土地	810,885	資産除去債務	22,941
リース資産	44,058	負 債 合 計	3,811,348
無 形 固 定 資 産	60,308	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	523,850	株 主 資 本	2,670,799
投資有価証券	462,312	資本金	919,600
繰延税金資産	23,520	資本剰余金	672,801
その他	84,796	利益剰余金	1,389,204
貸倒引当金	△46,780	自己株式	△310,806
資 産 合 計	6,454,656	その他の包括利益累計額	△27,490
		その他有価証券評価差額金	61,664
		退職給付に係る調整累計額	△89,154
		純 資 産 合 計	2,643,308
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,454,656

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科 目	金 額	額
	千円	千円
売上高		9,192,347
売上原価		5,742,602
販売費及び一般管理費		3,449,745
営業外収益		3,632,337
受取利息	35	182,591
受取配当金	11,022	
貸倒料	5,081	
廃油売却益	13,233	
雇用調整助成金	14,685	
雇用促進奨励金	1,809	
その他	4,465	50,331
営業外費用		
支払利息	10,549	
たな卸資産廃棄損	18,630	
その他	1,786	30,967
経常損		163,227
特別利益		
固定資産売却益	22,386	22,386
特別損失		
固定資産処分損失	4,238	
減損損失	650,828	655,066
税金等調整前当期純損失		795,907
法人税、住民税及び事業税	18,327	
法人税等調整額	△16,077	2,249
当期純損失		798,157
親会社株主に帰属する当期純損失		798,157

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	4,048,037	流動負債	3,160,067
現金及び預金	2,566,631	買掛金	277,636
売掛金	1,207,726	短期借入金	1,700,000
商品及び製品	68,310	1年内償還予定の社債	300,000
仕掛品	20,493	リース債務	22,910
原材料及び貯蔵品	123,324	未払金	185,834
その他	61,550	未払費用	524,372
固定資産	2,372,648	未払法人税等	25,290
有形固定資産	1,803,682	未払消費税等	16,522
建物	520,047	預り金	22,754
構築物	36,935	賞与引当金	83,431
機械及び装置	366,970	その他の他	1,314
車両運搬具	0	固定負債	528,359
工具器具備品	24,785	リース債務	37,263
土地	810,885	退職給付引当金	434,155
リース資産	44,058	債務保証損失引当金	34,000
無形固定資産	45,137	資産除去債務	22,941
投資その他の資産	523,828	負債合計	3,688,427
投資有価証券	462,312	(純資産の部)	
長期貸付金	271,047	株主資本	2,670,595
差入保証金	27,730	資本金	919,600
繰延税金資産	23,520	資本剰余金	672,801
その他	55,996	資本準備金	672,801
貸倒引当金	△316,780	利益剰余金	1,389,000
資産合計	6,420,686	利益準備金	229,900
		その他利益剰余金	1,159,100
		固定資産圧縮積立金	115,635
		別途積立金	1,829,800
		繰越利益剰余金	△786,334
		自己株式	△310,806
		評価・換算差額等	61,664
		その他有価証券評価差額金	61,664
		純資産合計	2,732,259
		負債及び純資産合計	6,420,686

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科 目	金 額	千円	千円
売上	高価		9,140,602
売上	原価		5,742,602
販売費	総管理費		3,398,000
営業	一般管理費		3,548,541
営業	外損		150,541
受取	利息	3,824	
受取	配当	11,022	
賃借	貸料	5,681	
廃油	売却益	13,233	
雇用調整	助成金	14,685	
雇用促進	奨励金	1,809	
債務保証	損失引当金戻入	3,000	
その他	その他	7,209	60,464
営業	外費		
支社	払利息	5,215	
社債	利息	4,489	
たな卸	資産廃棄	18,630	
貸倒	引当金繰入	43,000	
その他	その他	1,786	73,122
経常	損		163,199
特別	利益		
固定	資産売却	22,386	22,386
特別	損		
固定	資産処分	4,238	
減損	損失	650,828	655,066
税引前	当期純損		795,879
法人税、住民税	及び事業税	18,147	
法人税等	調整額	△16,077	2,069
当期	純損		797,949

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

石井食品株式会社
取締役会 御中

千葉第一監査法人
千葉県千葉市
代表社員 公認会計士 田中昌夫 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 林 広隆 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石井食品株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石井食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

石井食品株式会社
取締役会 御中

千葉第一監査法人
千葉県千葉市

代表社員 公認会計士 田中昌夫 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 林 広隆 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石井食品株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

石井食品株式会社監査役会

監査役（常勤）	脇	田	行	雄	Ⓜ
監査役（社外）	松	山		元	Ⓜ
監査役（社外）	室	井	恵	子	Ⓜ
監査役（社外）	池	崎	一	清	Ⓜ

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing practice.

第80期TOPICS

1 早春の三浦市産キャベツを使ったハンバーグの開発

神奈川県三浦市・三浦市農業協同組合と連携して、三浦市産キャベツを使ったハンバーグを開発しました。2月から4月にかけて発売されたことで、地域の旬の素材を使ったハンバーグをリレー形式で通年全国販売することが可能になりました。



2 IT企業との連携によるおせち商品の新しい価値づくり

2021年の新年には、株式会社スフィダんテの展開するスマホの写真を形を変えて贈り物にするフォトギフトサービス「OKURU」とコラボレーションし、心を込めた写真とメッセージを添えられるおせち料理を開発し、新しい年末年始の食卓の彩をお届けいたしました。



3 有機トマトペーストを使用したミートボールの次世代化への挑戦

1974年に誕生したイシイのミートボールはお客様の声を受け入れ時代に合わせて変化してきました。今年は持続的な材料の調達を目指して、九州エリアで期間限定にて有機トマトペーストを使用したミートボールを発売しました。



4 チキンハンバーグ、次の50年目へ

国産若鶏・無添加調理でシンプルを追求し1970年に生まれたチキンハンバーグは、皆様の声をもとに、改良を重ね、世代を超え愛され続ける商品となりました。50年に渡り育ててくださった皆様に感謝申し上げますと共に、次の50年先も次世代に愛されるチキンハンバーグを目指します。



5 地域食材を活用した被災地支援活動

熊本県被災地支援活動として熊本県の食材を使った「石井食品の栗ごはん今年採れたやまへ村の栗」などの売上の一部を寄付。寄付を基に、一般社団法人 BRIDGE KUMAMOTO と共同で被災した保育園の職員や保護者の皆様に、地域行事に参加するためのスーツを贈呈し、被災した生産地域の持続への支援をしました。



6 循環型社会を目指した取り組み

京丹波工場で使用している電力を再生可能エネルギー由来の非化石CO₂排出量ゼロの環境価値を付加した電力へ変更しました。これにより、京丹波工場で排出するCO₂が年間約2,000トン（約42%）削減される見込みです。CO₂フリー電力への切り替えは、石井食品が目指す循環型社会の実現へ向けた取り組みのひとつであり、そして皆様とともに歩いていく持続可能な未来のためへの1歩となります。

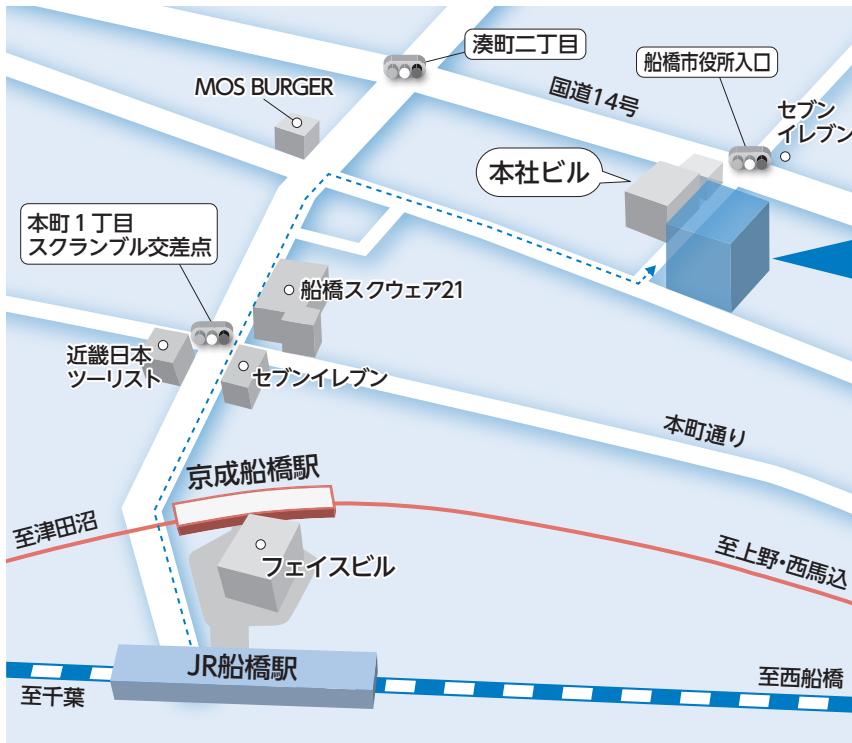


第80回定時株主総会会場ご案内図

会場 千葉県船橋市本町2-9-3
セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋
電話 047-436-0111

交通の
ご案内

- JR船橋駅 南口徒歩約14分
- 京成船橋駅 東口徒歩約11分



- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため送迎バスは取り止めさせていただきます。何卒ご理解の程宜しくお願い申し上げます。
- ◎会場には駐車場の用意がございませんので、ご了承ください。
- ◎会場内は全館禁煙となっております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

